

業務委託、役務の提供及び物件の借入れに係る公募型見積合わせ試行要領

(平成 29 年 12 月 28 日付け 29 契検第 115 号)

(最終改正：令和 8 年 3 月 27 日 7 契検第 214 号)

(趣旨)

第 1 この要領は、長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号。以下「告示」という。）第 1 のその他の契約のうち、業務委託、役務の提供及び物件の借入れ（以下「業務委託等」という。）について、公募型見積合わせを行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 業務委託

告示第 1 のその他の契約のうち委託料によりその支出を行うものをいう。

(2) 役務の提供

告示第 1 のその他の契約のうち役務費によりその支出を行うものをいう。

(3) 物件の借入れ

告示第 1 のその他の契約のうち土地、建物、機械器具等有体財産の借入れに係るものをいう。

(4) 契約管理システム

業務委託等の競争入札及び随意契約において、公告すべき事項、入札結果、見積結果その他契約の事務に必要な事項を登録し、公告等をするために使用する電子システムで、長野県電子計算組織の利用に関する規程（平成 4 年長野県訓令第 1 号）第 7 条による協議について、平成 23 年（2011 年）8 月 31 日付け 23 情統シ第 59 号で情報統計課情報システム推進室長の承認を得たものをいう。

(5) 公募型見積合わせ

随意契約のうち業務委託等の発注案件を、契約管理システムにより長野県公式ホームページ（「長野県電子入札システム」及び「長野県入札情報システム」を含む。以下同じ。）に公開し、広く事業者に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結するものをいう。

(6) 電子見積合わせ

長野県電子入札システムを利用して見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行う見積合わせをいう。

(7) 紙による見積合わせ

電子見積合わせによらず、紙（書面）により行う見積合わせをいう。

(8) 予算執行者

財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 2 条第 6 号に規定する予算執行者をいう。ただし、警察本部（規則第 2 条第 1 号）及び警察署等（規則第 2 条第 4 号）並びに県外に所在する所（規則第 2 条第 4 号に規定する所のうち県外に所在するもの）に係る予算執行者を除く。

(9) 見積参加者

公募型見積合わせに参加を希望する者をいう。

(10) 入札参加資格

告示に規定する一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格をいう。

(11) 休日

長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日  
をいう。

(対象契約)

第 3 この要領に基づく公募型見積合わせの対象とする契約は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることとした契約のうち、別表 1 に定める契約とする。

(見積参加者の資格要件)

第 4 見積参加者は、公募型見積合わせの公告（以下「見積公告」という。）の日から採用決定までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、第 1 号に掲げる資格について、入札参加資格を有しない者は、見積書提出期限時点で、これを満たしていなければならない。

- (1) 告示第 1 の「その他の契約」の入札参加資格を有する者であること。ただし、予定価格 30 万円以下の案件及び予定価格 30 万円超で 2 者以上の入札参加資格者が見込めない案件等、予算執行者が入札参加資格を見積参加要件に付することが適当でないと認める案件を除くものとするが、その際は、都道府県税及び地方消費税を滞納している者でないことを要件とすること。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号。）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公募型見積合わせへの参加を禁止された期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 事業者の所在地に関する要件を満たしている者であること。ただし、第 5 第 2 項各号に該当するものは除く。

2 前項に規定するもののほか、予算執行者は、当該契約の種類、性質、目的又は予定金額により次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。なお、当該要件を定めた場合、見積参加者は、見積公告の日から採用決定までの間、当該要件を満たしていなければならない。

- (1) 当該契約に必要な資格等を有する技術者等を配置できること。
  - (2) 当該契約と同種（類似）業務の履行実績がある者であること。
  - (3) 営業に関し、許可又は認可等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
  - (4) 前各号に定めるもののほか、予算執行者が必要と認める資格要件を満たしている者であること。
- 3 前項の規定により要件を定めた場合、見積参加者の参加資格を確認するため、見積公告に示す方法により必要な審査書類の提出を求めるものとする。

（事業者の所在地に関する要件の設定）

第5 第4第1項第5号に定める事業者の所在地に関する要件（以下「地域要件」という。）は、「県内に本店、支店又は営業所を有する者」を原則とする。ただし、個別の業務等の形態に応じ、県内に本店を有していること、履行場所の存する4ブロック（東信、南信、中信又は北信の地域）内に本店、支店又は営業所を有していること、履行場所の存する10ブロック（地域振興局の管轄地域）内に本店、支店又は営業所を有していることなどの地域要件を付することができるものとする。

- 2 地域要件については、次の各号に該当するものには適用しないことができるものとする。
- (1) 専門的な調査、研究に係る業務など特殊な案件
  - (2) 参加要件に該当する県内事業者が少ない場合等競争性、公平性の確保が難しい案件
  - (3) 履行可能な県内事業者が少ない場合等競争性、公平性の確保が難しい案件
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、予算執行者が地域要件を付することが適当でないと認める案件

（見積参加者の資格要件の決定）

第6 業務委託等の見積参加者の資格要件は、予算執行者が決定するものとする。ただし、当該契約が、予定価格が30万円を超える管理その他の委託契約に係るものであるときは、長野県建設工事請負人等選定委員会要領（昭和54年8月24日付け54監第230号）の規定に基づき、建設工事請負人等選定委員会の審議に付し決定するものとする。

（見積公告）

第7 予算執行者は、見積公告を、原則として長野県公式ホームページに掲載して行うものとする。

- 2 予算執行者は、次に掲げる事項を見積公告により明らかにするものとする。
- (1) 公募型見積合わせに付する発注件名（業務名）、履行期限（履行期間）、履行場所（納入場所）及び業務概要に関する事項
  - (2) 見積合わせの方法に関する事項
  - (3) 見積書提出期限及び提出場所に関する事項

- (4) 見積合わせの日時に関する事項
  - (5) 見積合わせの場所に関する事項
  - (6) 公募型見積合わせ説明書（様式第1号）、契約書（案）又は請書（案）、仕様書等に関する事項
  - (7) 見積参加者に必要な資格要件に関する事項
  - (8) 見積参加者に要求される事項
  - (9) 見積額に関する事項
  - (10) 見積書提出方法に関する事項
  - (11) 電子見積合わせの特例に関する事項
  - (12) 見積合わせに関する事項
  - (13) 見積書の無効に関する事項
  - (14) 見積採用者の決定方法に関する事項
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、公募型見積合わせに関し必要な事項
- 3 第1項の見積公告は、標準公告例（様式第2号）により行うものとする。
- 4 公告の期間は、見積公告した日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以上を目安に見積参加者が見積りに必要な期間を考慮し、設定する。

（契約書（案）、公募型見積合わせ説明書及び仕様書等）

- 第8 予算執行者は、契約書（案）又は請書（案）、公募型見積合わせ説明書、仕様書等について、原則として長野県公式ホームページへの掲載又は見積公告に示した方法により周知するものとする。
- 2 仕様等のすべてを見積公告に掲載することができない場合は、追加資料等を予算執行者において閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の掲載及び前項の閲覧は、見積書提出期限まで行うものとする。

（見積合わせの方法）

- 第9 見積合わせの方法は、電子見積合わせ又は紙による見積合わせから予算執行者が選択し、見積公告等で事前に示すものとする。

（見積書の提出方法）

- 第10 電子見積合わせが指定された場合は、見積書は長野県電子入札システムにより提出し、これ以外の方法での提出は認めない。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下の事由に該当する者については、あらかじめ予算執行者の承認を得た場合は、紙により、見積書の事前提出（郵送又は持参に限る。以下同じ。）を行うことができるものとする。
- ・電子証明書（ICカード）の新規取得、失効又は破損による再取得手続き中の場合
  - ・パソコンや通信環境の障害により、長野県電子入札システムで見積書の提出ができない場合

・その他やむを得ないと認める場合

承認は、承認を希望する者から、見積書提出期限の2日前（休日の場合は、その前日）までに事前提出承認依頼書（様式第4号）の提出を受け、事前提出回答書（様式第5号）によりファックス又は電子メールで送信するものとする。

承認を得て見積書の事前提出を行う場合は、見積案件ごとに封筒に入れ密封し、かつ、封筒表面に発注番号、発注件名、氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び見積書提出期限を記載し、郵送にあつては見積書提出期限日まで、持参にあつては見積書提出期限までに本件発注に係る照会先に見積書が到達するものとする。

3 紙による見積書の提出は、原則として契約管理システムにより作成される見積書を使用し、見積公告で示す方法により提出しなければならない。

(1) 会場提出による場合は、見積合わせ日時に見積書の提出場所に出向き、直接見積書を提出しなければならない。

(2) 事前提出による場合は、見積案件ごとに封筒に入れ密封し、かつ、封筒表面に発注番号、発注件名、氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び見積書提出期限を記載し、郵送にあつては見積書提出期限の前日まで、持参にあつては見積書提出期限までに本件発注に係る照会先に到達するよう提出しなければならない。

（代理人による見積）

第11 見積参加者は、見積りに関する権限を代理人（復代理人を含む。以下同じ。）に委任しようとするときは、見積りに際して委任状（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、入札参加資格の申請において代理人選任届が提出されている代理人（以下「届出済代理人」という。）に委任する場合は、委任状の提出は必要ないものとする。

2 前項による委任状は、代表者又は届出済代理人を委任者とするものとする。

3 見積参加者及びその代理人は、同一の見積案件に係る他の見積参加者の代理人となることができないものとする。

（見積書の受理・管理）

第12 予算執行者は、見積書提出期限前に提出された見積書を、施錠のできる保管場所を設け、厳重に管理するものとする。

2 見積書の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

3 一度提出された見積書の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。

4 長野県電子入札システムにより提出された書類は、当該システムの電子ファイルに保管し厳重に管理するものとする。

5 第10第2項及び第3項に規定する事前提出にあつては、封筒の密封又は封筒表面に必要な記載がない見積書は、受理せず、提出者に不受理の旨を連絡した上で、開封しないまま普通郵便で返送するものとする。

（見積合わせ）

第 13 見積合わせは、見積公告に示す日時、場所において行うものとし、電子見積合わせの場合は長野県電子入札システムにより、紙による見積合わせの場合は、見積書を開披して、行うものとする。

2 電子見積合わせの場合、見積合わせは見積書提出期限の翌日以降に行い、見積参加者の立会いを求めないものとする。

電子見積合わせで、紙により事前提出された見積書がある場合、第 16 第 1 項各号のいずれかに該当し無効となった見積書を除き、見積合わせ執行事務担当者が見積金額及び電子くじ番号を長野県電子入札システムに入力した後、見積合わせを行う。見積合わせ後、長野県電子入札システムにより見積書を提出した全ての者に、必要に応じて、見積結果保留通知書を送付する。

3 紙による見積合わせの場合、見積公告に示した見積合わせ日時に見積合わせを行う。

見積参加者の立会いを求める場合で、参加者が立ち会わないときは、予算執行者は見積合わせ執行事務に関係のない職員を立ち会わせて、見積合わせを行う。

見積参加者の立会いを求めない場合、予算執行者は当該見積合わせ執行事務に関係のない職員を立ち会わせて、見積合わせを行う。

4 見積合わせの回数は 4 回を限度とする。

5 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は、不調とする。

6 当初又は 2 回目以降の見積合わせにおいて、見積書の提出者が 1 者のみであった場合も、財務規則第 136 条の 2 第 1 項第 4 号「2 人以上から見積書を徴することが適当でない場合」に該当するものとして有効とする。

7 開封した封筒は、見積書とともに保存するものとする。

#### (見積経過書の作成)

第 14 予算執行者は、見積合わせに際して、その経過を見積経過書（原則契約管理システムの様式とし、当該システムの様式では不都合な場合は製造の請負契約、物件の買入れ契約、物件の借入れ契約及びその他の契約に係る入札契約情報公表要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 149 号。以下「公表要領」という。）で定める様式第 3 号）に記録するものとする。

2 見積経過書には、当該契約に係る見積書を提出したすべての見積参加者について記載するものとする。

3 予算執行者は、第 1 項の見積経過書に記録したときは、採用決定後遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の公表は、見積経過を長野県公式ホームページに掲載するとともに、予算執行者の事務所等において閲覧に供して行うものとする。

#### (見積合わせの取り止め等)

第 15 予算執行者は、次の各号の一に該当する場合は、当該見積参加者の見積書を受理せず、又は当該見積合わせを延期し、若しくは取り止めるものとし、長野県公式ホームペー

ジに掲載する。

- (1) 見積参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等により見積合わせが公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 談合の事実は確認されないが、見積合わせが公正に執行されない恐れがあり、見積合わせの透明性、公平性を確保する必要があると認められるとき。
- (3) 見積公告等に不備があり、公正な見積合わせが行われないと認められるとき。
- (4) 見積合わせ等の執行に際して、長野県電子入札システムに係る障害、天災又はその他やむを得ない事由が生じたとき。

(無効の見積書)

第 16 次の各号の一に該当する見積書は、これを無効とする。

- (1) 第 4 第 1 項及び第 2 項に規定する見積参加者の資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 第 4 第 3 項に規定する必要な審査書類を提出しない者の提出した見積書
- (3) 同一人が提出した 2 通以上の見積書全部
- (4) 見積参加者が協定して提出した見積書
- (5) 発注件名がない見積書
- (6) 見積金額のない見積書
- (7) 記載した見積額と内訳金額が整合していない見積書（軽微な記載誤り等を除く。）
- (8) 記名、押印のない見積書（紙による見積書の場合）
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (10) 見積金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない見積書（紙による見積書の場合）
- (11) 見積公告等において示した見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (12) 見積公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した見積書
- (13) 提出された見積書等からウイルスが発見された見積書
- (14) その他見積りに関する条件に違反した見積書

2 前項各号に掲げる見積書を提出した者は、2 回目以降の見積合わせに見積書を提出することができない。

(採用する見積書)

第 17 予算執行者は、契約の種別により次のとおり、採用する見積書を決定する。

- (1) 総価契約及び単価契約  
有効な見積書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 複数単価契約  
有効な見積書を提出した者であって、次の各号をすべて満たす申し込みをした者を

契約の相手方とする。

ア すべての単価が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低であること。

- 2 採用となるべき同価の見積りをした者が2者以上いるときは、くじで採用を決定するものとする。なお、くじは辞退することができないものとする。
- 3 電子見積合わせの場合、電子くじにより決定するものとし、紙により事前提出された見積書にあっては、見積書に記載された電子くじ番号（記載がない場合は「999」とする。）により行うものとする。
- 4 紙による見積合わせで立会いを求める場合、直ちに当該見積参加者にくじを引かせ、採用を決めるものとする。ただし、見積合せに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該見積合わせ執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせるものとする。
- 5 予算執行者は、採用決定をしたときは、採用することとなった見積書の提出者にその旨の通知を行うものとする。

（契約の締結）

第 18 採用決定者は、原則として、採用決定の日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。なお、採用決定者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで。）に契約を締結しなければならない。

（契約保証金）

第 19 第 17 により契約を締結しようとする契約の相手方（以下「契約人」という。）は、契約の締結までに契約保証金又は規則第 142 条第 2 項に規定する契約保証金に代わる担保を県に納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められたとき。
  - (3) 契約人が法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
  - (4) 契約人が規則第 144 条の規定による契約保証人を立てたとき。
  - (5) 契約金額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- 2 前項第 2 号に定める「規模をほぼ同じくする契約」は、当該契約金額の 70%以上の額による契約とし、上限は定めないものとする。
- 3 契約人が、契約を履行しないときは、納付した契約保証金は県に帰属するものとする。また、第 1 項ただし書きにより契約保証金の納付を免除された契約人が契約を履行し

ないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を県に納付しなければならない。

(契約結果等の公表)

第 20 予算執行者は、公表要領で定める様式第 4 号により、契約締結後遅滞なく、契約結果等を公表するものとする。

(公募型見積合わせの参加制限)

第 21 入札参加資格を有さない見積参加者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、以後の一定期間、その者を公募型見積合わせに参加させないものとする。

- (1) 見積りに関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき。
- (2) 採用決定後、正当な理由がなく契約を締結しないとき。
- (3) 契約を履行しないとき。
- (4) その他予算執行者が不相当と認めたとき。

2 予算執行者は、公募型見積合わせを行い、前項に該当するおそれのある事案が生じた場合は、その概要について契約・検査課に報告するものとする。

3 契約・検査課は、前項の報告があった場合は、「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に準じて、当該業者に関する参加制限期間を決定し、対象業者に通知するとともに、すべての予算執行者に周知する。

(補則)

第 22 予算執行者は、公募型見積合わせを実施する場合において、この要領によりがたい特別な事情があるときは、会計局長と協議して、この要領と異なる扱いをすることができる。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 28 日から施行し、平成 30 年度予算に係る契約で平成 30 年 1 月 4 日以後に発注伺書を起案し、公告を行う案件から適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年3月25日から施行し、平成31年4月1日以降に見積合わせを行う案件から適用する。ただし、附則第2条の規定は平成31年4月1日から、第7第2項第3号に定める公募型見積合わせ説明書（様式第1号）4(9)の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

2 予算執行者は、当分の間、第6の規定にかかわらず、予定価格が30万円を超える管理その他の委託契約に係る見積参加者の資格要件について、建設工事請負人等選定委員会の審議に付さず決定することができるものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行し、令和4年11月1日に見積公告を行う案件から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月5日に施行し、施行の日から適用する。  
ただし、施行日に既に公告中の業務については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年8月1日に施行し、施行の日から適用する。  
ただし、施行日に既に公告中の業務については、なお、従前の例による。  
また、第10第1項から第2項の規定にかかわらず、当面の間は電子見積合わせの場合であっても、予算執行者の承認を得ることなく事前提出又は郵送による見積書の提出を認める。

附 則

この要領は、令和6年11月1日に施行し、施行の日から適用する。  
ただし、施行日に既に公告中の業務については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日に施行し、施行の日から適用する。  
ただし、施行日に既に公告中の業務については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年12月10日に施行し、施行の日から適用する。  
ただし、最低制限価格を設定しない業務については、令和8年1月8日に見積公告を行う案件から適用する。
- 2 予算執行者は、当分の間、平成31年4月1日適用の一部改正に係る附則2の規定にかかわらず、管理その他の委託契約に係る見積参加者の資格要件について、建設工事請負人等選定委員会の審議に付さず決定することができるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日に施行し、施行の日から適用する。  
ただし、施行日に既に公告中の業務については、なお、従前の例による。